

<原著論文>

生徒指導に対する教職員の色イメージ
—教職員（小・中・高）への質問紙調査を踏まえて—

藤平 敦

(国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター)

Color image of teaching staff members on "Student guidance and Counseling"

— It's based on a survey by questionnaire to teaching staff members

(elementary, junior high and senior high school) — .

キーワード：

「生徒指導」「未然防止」「教職員研修」「ハインリッヒの法則」「有彩色」「無彩色」

I . 問題の所在

平成 25 年 6 月、第 183 回通常国会において、「いじめ防止対策推進法（以下「推進法」という。）が成立し、同月 28 日に公布、同年 9 月 28 日に施行された。「推進法」の 第八条（学校及び学校の教職員の責務）には、「学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。（下線部は筆者による）」と記述されている。法律の条文では、記載されている順番が優先順位の高さを意味していることは周知のとおりである。第八条では、学校は、まず第一に「防止」（いじめを起こりにくくする取組）を行い、次に、いじめが深刻な問題に発展しないように、日頃から「早期発見」（と早期対応）を重視し、いじめの問題が大きく進行している場合には、適切かつ迅速に「対処」すると解釈できる。したがって、学校及び学校の教職員は「防止」、「早期発見」、「対処」の順番を優先しつつ、いじめの防止を進めていかねばならないということになる。

また、平成 22 年 3 月に教育基本法等の改正を踏まえて、約 30 年ぶりに国として、生徒指導の指針を示した『生徒指導提要』を文部科学省が公表した。ここでは、「生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことです。すなわち、生徒指導は、すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよい発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指しています。」⁽¹⁾と生徒指導の意義を述べている。この内容は、前述した「推進法」で述べられている「防止」に当てはまる。

さらに、「中学校学習指導要領解説 総則編」（平成 29 年 7 月）第 1 章第 4 節の 1 の (2)「生徒指導の充実」では、「生徒指導は、全ての生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校

生活が全ての生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになるようにすることを目指すものであり、単なる生徒の問題行動への対応という消極的な面だけにとどまるものではない（下線部は筆者による）としている。^②

しかしながら、生徒指導とは、「いじめ」、「暴力」「不登校」等の課題を抱える児童生徒のみを対象としたものであると認識されがちである。このことは、都道府県等教育センターが実施した生徒指導に関する研修において、数多く開設された講座の項目からも推測できる（表1）。また、実際にいじめの防止に向けて、各学校が作成し、（学校のHP等で）公開している「学校いじめ防止基本方針」を見ると、「早期発見」を中心に行っていることが少なくないことから推測できる。

表1 平成25年度 都道府県等教育センターにおける「生徒指導」研修の講座内容の上位項目

講座内容の上位項目		
①	不登校問題に対する対応	20.9%
②	児童生徒の問題行動対応	11.2%
③	発達障害に関わる問題	9.2%

出典：独立行政法人教員研修センター（現独立行政法人 教職員支援機構教員研修センター）の資料を基に筆者が作成

* 独立行政法人教員研修センター（現独立行政法人 教職員支援機構教員研修センター）では、「生徒指導」研修の講座内容について、平成26年度以降は集約をしていない。

そこで、筆者は生徒指導（というネーミング）に対する印象について、小・中・高等学校の教職員（計約6584人）に色に置き換えて尋ねた。このことについては、前述した生徒指導の意義を頭では理解をしていたとしても、実際の児童生徒への指導において、どのようなイメージを持っているのかを確認することを目的とした。そして、調査結果を踏まえて、今後の都道府県等が実施する、また、各学校における生徒指導に関わる校内研修を充実させるために必要な視点を考えてみることにする。

なお、色に着目したイメージ研究では、発達障害児を対象に実施した抽象的色嗜好及び色のイメージ実験をした「発達障害児の色イメージに関する研究」（田中直人、岩田三千子、彦坂渉）^③ などがあるが、初等中等学校に勤務されている教職員を対象にして、生徒指導に対する直観的なイメージを尋ねた調査は、管見の限り見当たらないため、本調査は意義深いものとする。

Ⅱ．生徒指導の構造

（1）「ハインリッヒの法則」

ところで、「1：29：300の法則」ともいわれる「ハインリッヒの法則」とは、「労働災害における経験則のひとつで、1件の重大事故の背後には29の軽微な事故があり、その背景には300の異常が存在するというものである。この法則を導き出したハーバート・ウィリアム・ハインリッヒ（Herbert William Heinrich）（1886年～1962年）に由来して、ハインリッヒの法則とも呼ばれている。アメリカの損害保険会社にて技術・調査部の副部長をしていたハインリッヒが1929年11月に、労働災害の発生確率を分析した結果を論文として発表したもので、1件の重大災害の裏には、29件のかすり傷程度の軽災害があり、その裏には300件もの「ヒヤリ・ハット」した（危うく大惨事になる）

傷害のない災害が発生していたことを明らかにし」④ たものである。(図1)

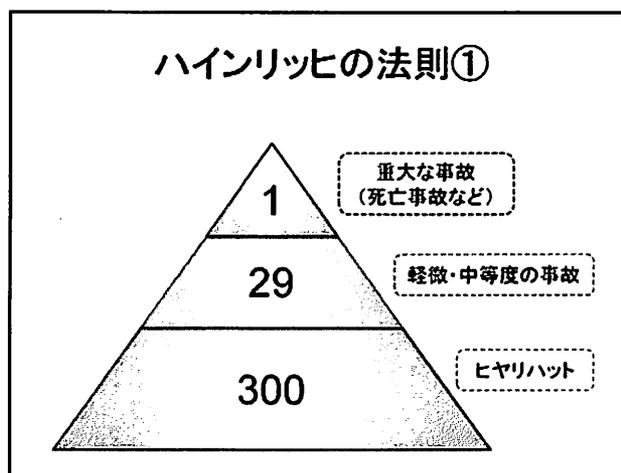


図1 「ハインリッヒの法則」①

具体例を挙げると、死者を出すような1件の重大な交通事故を起こした運転者は、29件の割合で接触等の軽微な事故を起こしており、さらに、その背景を調べてみると、このような運転者は日頃から時間にルーズである傾向があるとも推測できるため、速度オーバーや信号無視を繰り返し、頻繁にヒヤリとした経験があるということである。反対に、日頃から速度や信号等の交通ルールを遵守している運転手が、例え交通事故を起こしたとしても、それが死者を出すような事故であるとは考えにくい。このことから、「ハインリッヒの法則」は説得力がある。

それでは、「ハインリッヒの法則」に、前述した「推進法」の第八条で示されている学校及び学校の教職員の責務を当てはめてみたい。(図2)

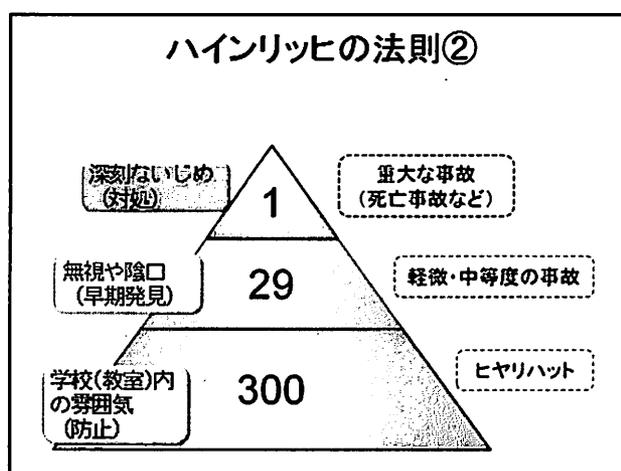


図2 「ハインリッヒの法則」②

「ハインリッヒの法則」に「推進法」の第八条で示されている学校及び学校の教職員の責務を当てはめてみると、1件の重大な事故=深刻ないじめ事案(対処)、29件の軽微な事故=「嫌がらせや集

団での無視など（早期発見）」、300件のヒヤリハット＝「学校（教室）内で、思いやりにかかる言動等など（防止）」と考えられる。もちろん、1：29：300の割合までは根拠を示すことができないが、いじめの状態とその対策について、3層の図式で示すことは理にかなっていると思われる。

つまり、1件の深刻ないじめの背後には、集団での嫌がらせや無視などがあり、さらに、その背景を調べてみると、このような学校（学級）には、日常的に、他人の失敗を嘲笑する雰囲気があったり、他人を傷つけるような言葉が飛び交っているなどということは容易に想像できることである。日頃から、学校（学級）内に、他者を思いやるような雰囲気があれば、当然、集団での無視や嫌がらせなどが起こる可能性が低くなるため、深刻ないじめに発展する確率が低くなるといえるだろう。

（2）生徒指導は3層構造

ちなみに、「推進法」で使われている文言と、生徒指導全般で使われている文言を比較してみると表2のようになる。前述したように、生徒指導とは事後対応と初期対応が大きな役割であると認識されがちであるが、「推進法」の制定により、改めて、生徒指導は未然防止を含めた3層構造であることが確認できる。

表2 「いじめ防止対策推進法」と生徒指導全般での段階別文言比較

「いじめ防止対策推進法」での文言	生徒指導全般での文言
対処	事後対応
早期発見	初期対応
防止	未然防止

出典：「いじめ防止対策推進法」と「生徒指導リーフ」（国立教育政策研究所）を基に筆者が作成

しかしながら、生徒指導が3層構造であるとしても、実際、子供に直接指導をする教職員の生徒指導に対するイメージはどのようなものであるのだろうか。そこで、この疑問に対する回答を得るために、全国の様々な地域における公立小中高等学校の教員、計6584名に生徒指導に対するイメージ調査を行った。

Ⅲ．教職員に対する質問紙調査の概要

筆者は平成27年4月～平成28年3月までの1年間に、全国の様々な地域で実施された生徒指導に関する教職員研修会（小・中・高等学校教職員対象）に講師として参加した際に、研修会の冒頭で、参加者に「生徒指導のイメージ」について尋ねる質問紙調査を無記名で行った。なお、質問紙調査は研修会での講義の冒頭に行った。調査の概要は以下のとおりである。

1 実施期間 平成27年4月～平成28年3月

2 対象とした研修会数 46回

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3回	4回	7回	3回	10回	2回	4回	4回	4回	2回	2回	1回

3 対象教職員数

6, 584人

(小学校教職員：2422人、中学校教職員 3078人、高等学校教職員 1084人)

4 対象とした研修会の地域

北海道地方、東北地方、関東地方、北陸地方、東海地方、関西地方、中国地方、九州地方

今回の調査では、四国地方の教職員の声を集めることはできなかった。しかし、ほぼ、全国の教職員の声を集めることができたと考えられるため、一定の傾向を示すことができると考えられる。

5 対象とする研修会の分野

「生徒指導」及び「教育相談」

6 調査項目

質問紙での主な項目は次のとおりである。なお、調査は無記名で行った。

- ①フェイスシート・・・性別（選択式回答）、経験年数（記述式回答）
- ②「生徒指導を色に例えると何色ですか？（1色のみで回答をお願いします。）」
- ①「②で回答した色を選んだ理由を簡潔に記述してください。」

7 その他

本研究においては、教育委員会事務局や教育センターに勤務をされている指導主事、また、特別支援学校に勤務をされている教職員の回答は対象外とした。

IV. 質問紙調査の集約結果

本研究では、1全体、2学校種別、3性別、4経験年数別の4段階に分けて集約することを試みた。

集約においては、質問紙に回答された色を、色の三属性を踏まえて、赤、黄、緑、青、紫、のように色味のある有彩色と、白、黒、グレーのように色味のない無彩色の2種類に分類した。さらに、有彩色を暖色（赤、だいだい、黄などのように暖かそうな色）、寒色（青緑、青、青紫などの冷たさを感じさせる色）、中性色（どちらにも属さない黄緑、紫などの色）に分類した。また、複数回答等の無効回答（61）は除外した。そのため、有効回答総数は6,523である。

また、選んだ色の理由について、有彩色（暖色）と無彩色で、肯定的な回答と否定的な回答にそれぞれ分類して整理をすることを試みた。一般的に、「肯定的回答である」、「否定的回答である」と判断できる回答のみを対象としたため、有効回答数は、肯定的回答理由で 1,754、否定的回答理由が 2,476 であった。

1 全体での集約結果

全体での集約結果は次のとおりである。

表3 「生徒指導の色」の分類と回答数（全体）

色の分類等	回答数
有彩色（暖色）	2,135
有彩色（寒色）	1,155
有彩色（中性色）	458
無彩色	2,775
無効回答数	61
有効回答総数	6,523

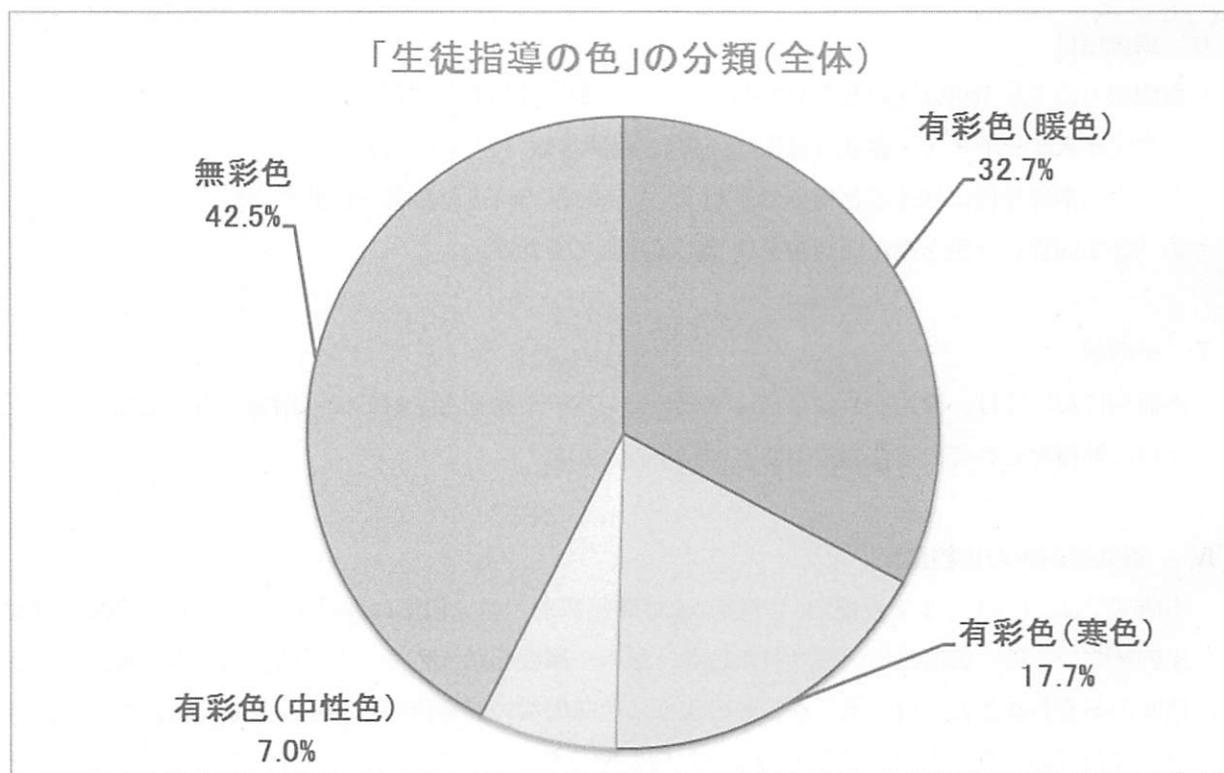


図3 「生徒指導」に対するイメージ色の分類比（全体）

図3で、「生徒指導」に対するイメージ色の分類比の全体傾向は、無彩色が約4割を占めていることが確認できる。

2 学校種別での集約結果

学校種別での集約結果は次のとおりである。

表4 「生徒指導の色」の分類と回答数（学校種別）

	小学校	中学校	高等学校	計
有彩色（暖色）	1,274	597	264	2,135
有彩色（寒色）	495	562	98	1,155
有彩色（中性色）	135	211	112	458
無彩色	501	1,675	599	2,775
無効回答数	17	33	11	61
有効回答数	2,405	3,045	1,073	6,523

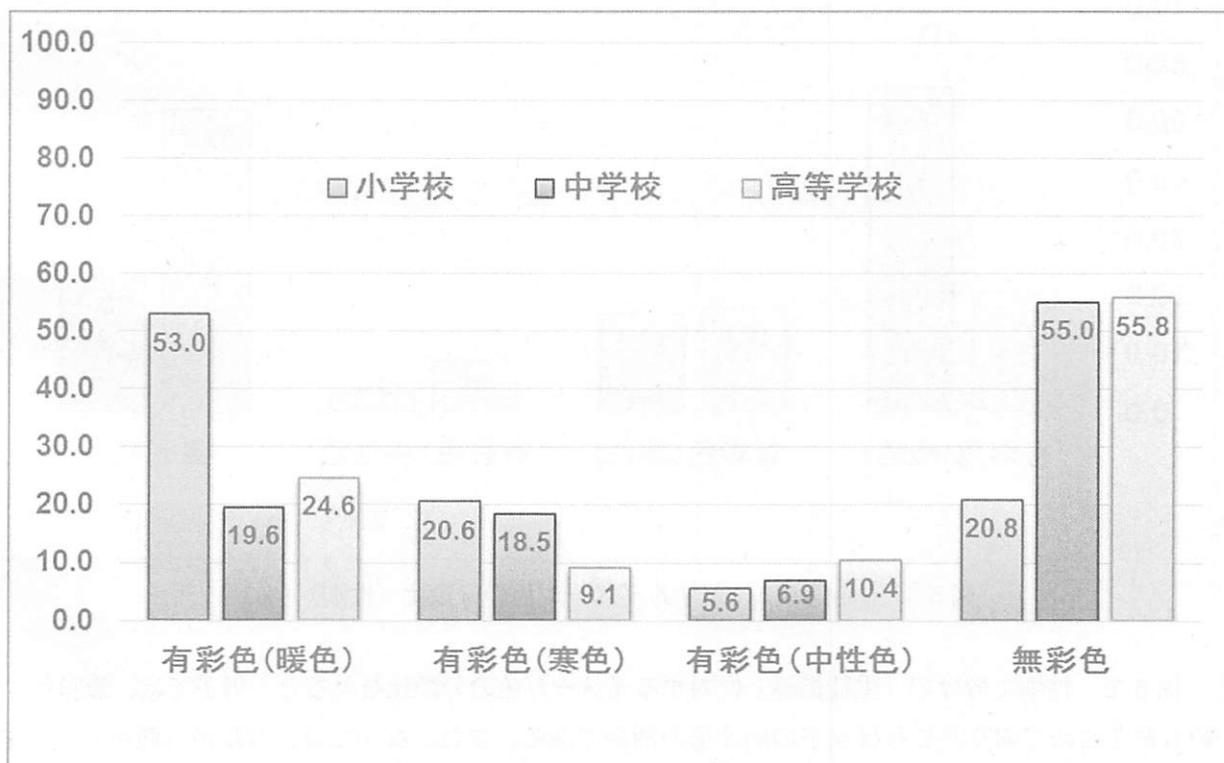


図4 「生徒指導」に対するイメージ色の分類比（学校種別）（%）

図4で、学校種別に「生徒指導」に対するイメージ色の分類比を見ると、小学校では、有彩色（暖色）が約4割、中学校、高等学校では無彩色が約5割を占めていることが特徴として見ることができる。

3 性別での分析結果

性別に分けての集約結果は次のとおりである。

表5 「生徒指導の色」の分類と回答数（性別）

	男	女	計
有彩色（暖色）	907	1,228	2,135
有彩色（寒色）	780	375	1,155
有彩色（中性色）	383	75	458
無彩色	2261	514	2,775
無効回答数	42	19	61
有効回答数	4,331	2,192	6,523

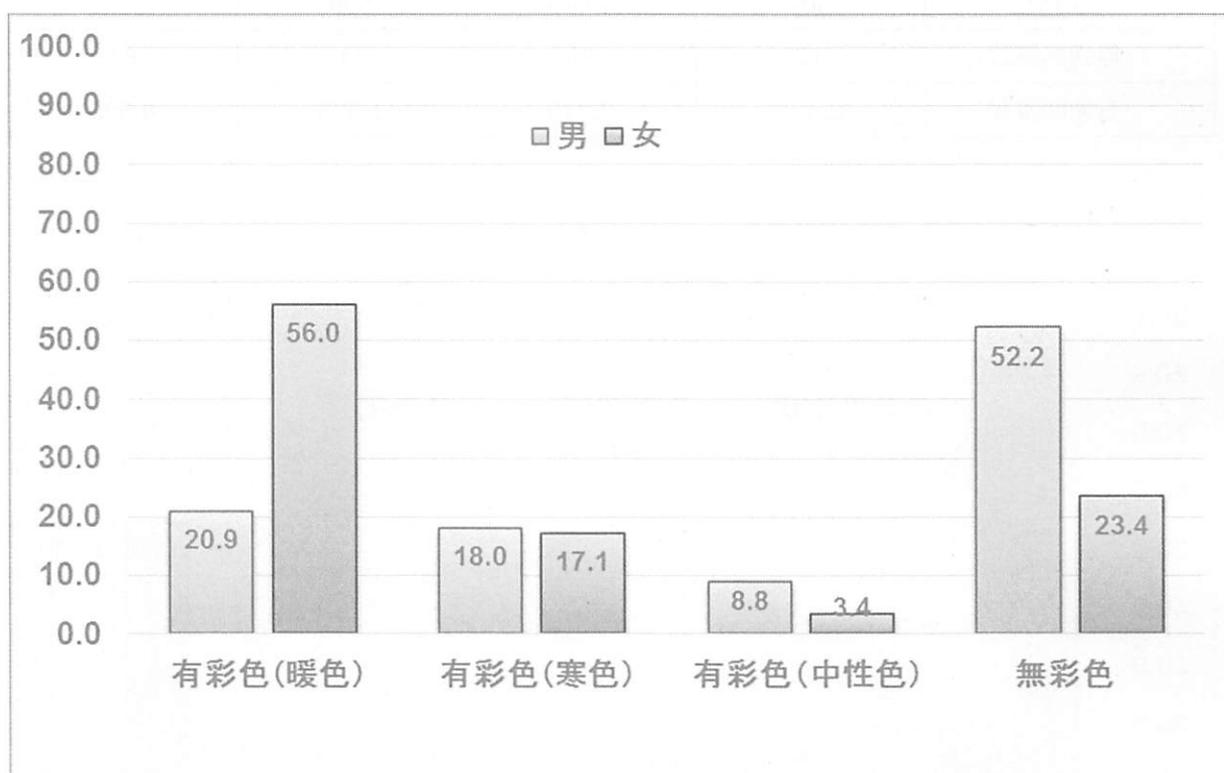


図5 「生徒指導」に対するイメージ色の分類比（性別）（%）

図5で、性別に分けて「生徒指導」に対するイメージ色の分類比を見ると、男子では、無彩色が約5割を占めており、これは女子の約2倍の割合である。また、女子では、有彩色（暖色）が約6割を占めており、これは男子の約3倍である。このことについては、小学校の教職員において、有彩色の割合が高く、無彩色の割合が低かったが（前掲の図4参照）、小学校の教職員は女子が多いことと無関係ではないことである。

4 経験年数別での集約結果

本研究では便宜上、～10年を「若手教職員」（1,081/28.4%）、11年～20年を「中堅教職員」

(2,062/46.5%)、21年～を「ベテラン教職員」(1,112/25.1%)とした。経験年数別での集約結果は次のとおりである。

表6 「生徒指導の色」の分類と回答数(経験年数別)

	「若手教職員」 (～10年)	「中堅教職員」 (11年～20年)	「ベテラン教職員」 (21年以上)	計
有彩色(暖色)	1,165	689	281	2,135
有彩色(寒色)	259	628	268	1,155
有彩色(中性色)	146	117	195	458
無彩色	378	1,539	858	2,775
無効回答数	28	119	14	61
有効回答数	1,948	2,973	1,602	6,523

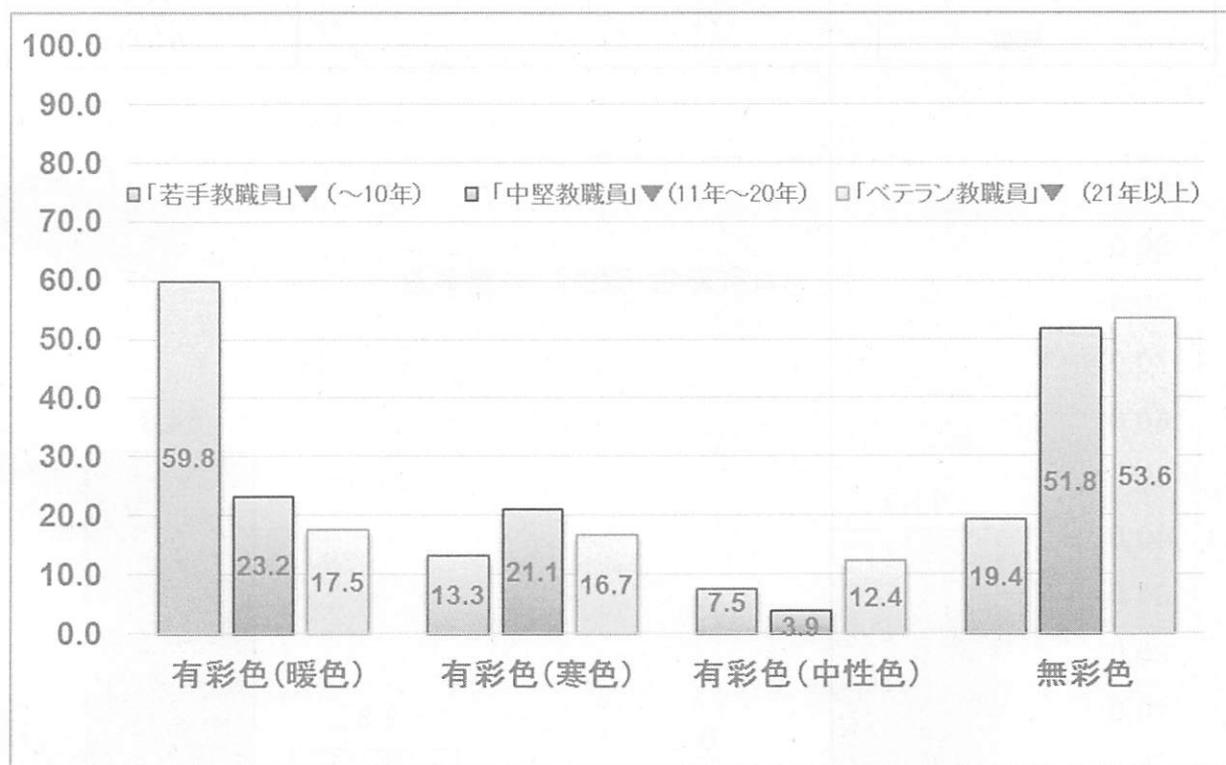


図6 「生徒指導」に対するイメージ色の分類比(経験年数別)(%)

図6で、経験年数別に「生徒指導」に対するイメージ色の分類比を見ると、「若手教職員」は有彩色(暖色)が約6割を占めており、「中堅教職員」と「ベテラン教職員」は無彩色がそれぞれ約5割を占めていることが特徴として見る事ができる。

5 選んだ色の理由に対する集計結果

選んだ色の理由については、自由記述であるため、3つの有彩色と無彩色を、学校種別、性別、経

験年数別にそれぞれ分類して整理をすると、かなりの散らばりが見られたため、ここでは、全体のみで、有彩色（暖色）と無彩色を、それぞれ一般的に肯定的回答と否定的回答であると判断できたもののみを記述することにする。具体的には、肯定的回答例は「明るい」、「笑顔」、「未来につながる」、「（児童生徒の）積極的な姿勢」などであり、否定的回答例は「暗い」、「閉鎖的」、「怒鳴り声」、「威圧的」、「暴力的」、「怪我」、「不良行為」などである。

表7 「生徒指導の色」の肯定、否定別理由と回答数（全体数）

色の分類等	肯定的回答理由	否定的回答理由	計
有彩色（暖色）	1,754	159	1,913
無彩色	0	2,317	2,317
肯定・否定の判別不能			1,626
無効回答（無回答）数			667
有効回答数	1,754	2,476	4,230
総数			6,523

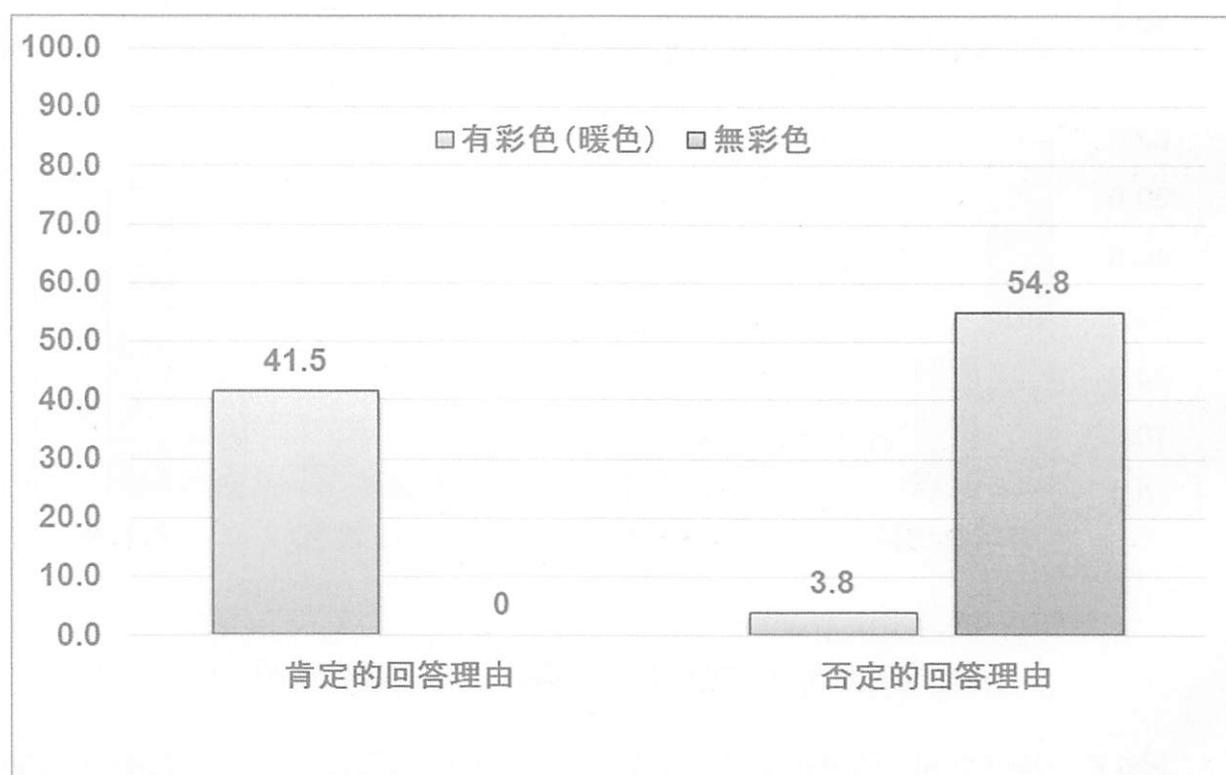


図7 「生徒指導」に対するイメージ色の理由（全体）（%）

図7からは、有彩色（暖色）では、肯定的理由が4割を占めて、無彩色では、否定的理由が5割を占めていることが確認できる。なお、少数ではあるが、無彩色での肯定的な理由には、「黒＝意思が強い」、「グレー＝協調性がある」、「グレー＝落ちついた感じがある」というものが見られた。しかし、質問紙結果からは、ほぼ、「有彩色（暖色）＝肯定的」、「無彩色＝否定的」とであると捉えられる。

V. まとめと問題提起

1 まとめ

前述したように、各都道府県等教育センターが開催している生徒指導に関する研修状況等から、生徒指導は課題への対応を重視していることが確認できた。また、日々、児童生徒へ指導を行っている小・中・高等学校の教職員 6,584 人に「生徒指導」に対して抱くイメージを「色」に置き換えて尋ねた（有効回答数は 6,523）。もちろん、どの色を選択しようとも、そこには正解というものはない。しかしながら、本調査結果からは、無彩色を選んだ理由は否定的なものが半数以上を占めており、反対に有彩色を選んだ理由は肯定的なものが約 4 割を占めていた。

色に関する集計結果を見ると、全体的には無彩色が約 4 割を占めていた。なお、学校種別では、小学校では、有彩色（暖色）が約 5 割、中学校、高等学校では無彩色が約 5 割を占めており、性別に分けて見ると、男子では無彩色が約 5 割であり、女子では有彩色が約 6 割を占めていた。このことから、学校種と性別はリンクをしていると考えられる。つまり、女子の教職員が多い小学校では有彩色が約半分を占め、男子の教職員が多い中学校と高等学校では、無彩色が約半数を占めているということである。

経験年数別に見ると、「若手教職員」は有彩色（暖色）が約 5 割を占めており、「中堅教職員」と「ベテラン教職員」は無彩色が約 5 割を占めていた。

これらのことから、「生徒指導」に対するイメージは、中学校や高等学校で、また、様々な経験を経て、学校の中心的な立場になると、「生徒指導」に対するイメージがどちらかという否定的な傾向が見えなくはない。このことは、日々の活動において、課題対応に追われていることによる心象の変化のみではないと考える。教師を志した人は誰でも、授業を含めた児童生徒の健全育成（ハインリッヒの法則の 300 の部分）に興味を抱いていたのではないだろうか。しかし、経験年数を経るということは、それだけ生徒指導に関する研修を受ける機会が多いということでもあり、その研修の内容が課題対応に特化したものであると、当然、教職員の「生徒指導」に対するイメージは否定的なものになると思われる。

そこで、学校現場に生徒指導の本来の意義を踏まえた教育活動を教職員全員で推進していくために、「生徒指導」に関する教職員研修の在り方を問題提起したい。

2 問題定義（「生徒指導」に関する教職員研修の在り方について）

今回の調査からもわかるように、「生徒指導」というネーミングには否定的なイメージが多く含まれるということがわかった。そのため、「生徒指導」という冠が付いた教職員研修において、たとえ、児童生徒の健全育成的な内容を計画したとしても、適切な指導の効果に結びつくとは限らない。むしろ、「生徒指導」という枠の中で進める必要はないのではないか。したがって、管理職研修や年次研修、また教務主任研修などに、授業を含めたあらゆる教育に生徒指導の視点をこれまで以上に組み込むような研修の計画を立てることが必要ではないか。「生徒指導」の負のイメージを払拭しつつも、生徒指導のエッセンスを入れた研修は、「生徒指導」という冠を外し、必ずしも生徒指導の担当者を対象とはしないことが大切である。なぜならば、生徒指導はあくまでもすべての教育活動の機能、換言す

るならば、黒子の役割であるからである。

注

- (1) 文部科学省『生徒指導提要』2010年、p1.
- (2) 文部科学省『中学校学習指導要領解説 総則編』2017年。第1章第4節の1の(2)
- (3) 田中直人、岩田三千子、彦坂 渉『福祉のまちづくり研究』17巻2015年、11号 p.A1-A12
- (4) JMR 生活総合研究所 <http://www.jmrlsi.co.jp/knowledge/yougo/my08/my0849.html>

参考文献

- ・文部省『生徒指導のてびき』1965年
- ・文部省『生徒指導の手引(改訂版)』1881年
- ・文部省『生徒指導資料 第2集 生徒指導の実践上の諸問題とその解明』1966年
- ・文部省『生徒指導資料 第5集 生徒理解に関する諸問題』1969年
- ・文部省『生徒指導資料 第6集 学級担任の教師による生徒指導』1970年
- ・文部省『生徒指導資料 第14集 生徒の問題行動に関する基礎資料—中学校・高等学校編—』1979年
- ・文部省『生徒指導資料 第15集・生徒指導研究資料 第10集 生徒指導上の問題についての対策—中学校・高等学校編—』1980年
- ・文部省『生徒指導資料 第17集 生徒の健全育成をめぐる諸問題—校内暴力問題を中心に—』1982年
- ・文部省『生徒指導研究資料 第6集 生徒指導の推進体制に関する諸問題』1975年
- ・文部省『生徒指導研究資料 第8集 問題行動をもつ生徒の指導—高等学校編—』1977年
- ・文部省『生徒指導研究資料 第11集 教育課程と生徒指導—高等学校編—』1982年
- ・文部科学省『生徒指導提要』2010年
- ・文部科学省『生徒指導に関する教員研修の在り方研究会報告書』2011年
- ・文部科学省『中学校学習指導要領解説 総則編』2017年
- ・国立教育政策研究所生徒指導 研究センター『生徒指導資料第3集 規範意識をはぐくむ生徒指導体制』2008年
- ・国立教育政策研究所生徒指導研究センター『生徒指導の役割連携の推進に向けて 中学校編』2010年
- ・国立教育政策研究所生徒指導研究センター『生徒指導の役割連携の推進委に向けて 小学校編』2011年
- ・国立教育政策研究所生徒指導研究センター『生徒指導の役割連携の推進委に向けて 高等学校編』2011年
- ・飯田芳朗『児童・生徒の指導』の理論」明治図書 1976年
- ・坂本昇一「ガイダンスの哲学的前提に関する研究」風間書房 1977年